#### ○船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱

(交付の目的)

- 第1条 この要綱は、船橋市において開設しようとする看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に要する経費について、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地域密着型サービス事業所整備の促進を目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則 第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (対象)
- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内の看護小規模多機能型居宅介護事業 所を開設する法人とする。

また、土地所有者(オーナー)が運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、運営法人が当該賃借料を 長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

(補助金対象事業等)

- 第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は別表1の第1欄に掲げる対象 事業ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げるとおりとする。
  - 2 補助金の額は、別表 1 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の金額を交付額とする。この場合において、1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨てるものとする。
  - 3 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付申請書(第1号様式)により、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し交付の可否を決定 し、その旨を船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付可否決定通知書(第2号様式) により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
  - (1)補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、それぞれの事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
  - (2)補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令 第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
  - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を市に納付させることがある。
  - (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (7)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)は、船橋 市地域密着型サービス事業所整備費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) により速やかに、遅くとも補助事業完了日に属する年度の翌々年度6月30日までに市長 に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (8)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9)補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10)補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う 契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12)補助対象事業者が(1)から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助事業計画変更(中止・廃止)可否決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金実績報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金 の額を確定し、その旨を船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第10条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既 に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
  - (1)偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
  - (2)補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3)正当な理由がなく看護小規模多機能型居宅介護事業所を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
  - (4)この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反し、又は市長の処分に従わなかったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。 附 即

1 この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別表 1

1. 対象事業	2. 基準額	3. 対象経費
看護小規模多機能型居宅介護事	33,600千円/1事業所	補助事業に必要な工事費又は工事
業所		請負費及び工事事務費(工事施工
		のため直接必要な事務に要する費
		用であって、旅費、消耗品費、通
		信運搬費、印刷製本費及び設計監
		督料等をいい、その額は工事費又
		は工事請負費の2.6%に相当する
		額を限度額とする。)
		ただし、別の負担(補助)金等に
		おいて別途補助対象とする費用を
		除き、工事費又は工事請負費には、
		これと同等と認められる委託費及
		び分担金及び適当と認められる購
		入費等を含む。

#### 第1号様式

## 船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者(事業者) 名 称

代表者(役職)氏名

船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
  - (1) 見積書等の写し
  - (2) 事業計画書(別記第1号様式)
  - (3) 補助金所要額内訳書(別記第2号様式)
  - (4) 事業収支予算書(別記第3号様式)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

## 船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付可否決定通知書

第		号
年	月	日

様

船橋市長印

年 月 日付で申請のあった事業に対する補助金について船橋市地域密着型サービス事業所 整備費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する。
  - (1) 対象事業名
  - (2) 交付決定額

円

交付の条件

船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱第6条の規定による。

2 交付しない。

理由

#### 第3号様式

船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者(役職)氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域密着型サービス事業所整備事業を 計画変更

中 止 したいので、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱第7 廃 止 条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更、中止又は廃止年月日

年 月 日

- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容(計画変更の場合)

変更前

変更後

#### 第4号様式

船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助事業計画変更(中止・廃止)可否決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

船橋市長印

年 月 日付けで申請のあった船橋市地域密着型サービス事業所整備の 計画変更

中 止 について、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助

廃 止 金交付要綱第7条第2項の規定より下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。

理由

#### 船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者(役職)氏名

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金に係る事業実績について、船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 対象事業名
- 2 交付決定額

円

- 3 添付書類
  - (1) 事業実績報告書(別記第4号様式)
  - (2) 整備事業精算額内訳書(別記第5号様式)
  - (3) 事業収支決算書(別記第6号様式)
  - (4)対象経費の契約書等の写し (補助対象事業費を確認するための関係書類の写し)
  - (5) 補助事業等に要した経費の領収書の写し又はそれに代わるもの
  - (6)別に国又は他の地方公共団体から助成を受けた場合には、当該助成に係る交付決定書 通知書の写し及び交付確定通知書の写し
  - (7)その他市長が必要と認める書類

# 船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金確定通知書

		第		号
		年	月	日
様				
	船橋市長			印
	様		様	年 月 様

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、船橋市地域密着型サービス事業 所整備費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の額を確定したので、下記のとおり通知しま す。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付決定額 円

#### 第7号様式

#### 船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地 法人名 代表者(役職)氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金

2 確定申告により確定した船橋市地域密着型サービス事業所整備費補助金に係る消費税仕入控除税 額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金

- ※0円の場合はその理由について☑
- □消費税の申告義務がない
- 口簡易課税方式による申告を行っている
- 口消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- □その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が〇円だった場合など)
- 3 添付資料
- ・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり

## (別記第1号様式)

## 事業計画書

## 1 施設等の概要

事業所の名称 事業所の所在地 事業の目的及び内容 設置主体及び経営主体 利用者数(予定)

## 2 事業等整備費に係る事業計画

	, <u></u> [11]	1717 0 .	214811						1	-
区	分	科	目	総経費	左の	りうち	5補助	力金	備考	
					対	象	経	費		
合	計									

(1)	財源内訳		
	当該補助金		

当該補助金円その他の補助金円

円

(2)補助対象事業の実施期間

合 計

着手(予定)年月日年月日完了(予定)年月日年月日事業開始(予定)年月日年月日

# (別記第2号様式)

# 補助金所要額調書

- 1 事業の名称
- 2 日常生活圏域

(単位:円)

総事業費	対象経費の実	寄付金及び	差引額	補助基準額	選定額	補助所要額
	支出額	その他の収				
		入額				
A	В	С	D (B-C)	E	F	G
計						

%F 欄は、D 欄と E 欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。(千円未満切り捨て) G 欄は、F 欄の額を記入する。

# (別記第3号様式)

# 事業収支予算書

Ц	又入	支出			
科目	金額 (円)	科目	金額(円)		
合 計		슴 計			
		1 1			

## (別記第4号様式)

# 事業実績報告書

# 1 施設等の概要

事業所の名称 事業所の所在地 事業の目的及び内容 設置主体及び経営主体 利用者数(予定)

# 2 事業等整備費に係る事業計画

区	分	科	目	総経費	左の	つうち	5補耳	力金	備考
					対	象	経	費	
合	計								

(1)	財源内訳	
	当該補助金	円
	その他の補助金	円
	設置者負担金	円
	合 計	円
(2)	補助対象事業の実施期間	

着手年月日	年	月	日
完了年月日	年	月	日
<b>事業閏始年日日</b>	在	日	Я

## (別記第5号様式)

# 整備費精算額内訳書

- 1 対象事業名
- 2 日常生活圏域

(単位:円)

総事業費	対象経費	寄付金及	差引額	補助基準	選定額	補助所要	補助金交
	の実支出	びその他		額		額	付決定額
	額	の収入額					
Α	В	С	D(B-C)	E	F	G	Н
計							

※F 欄は、D 欄と E 欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。(千円未満切り捨て) G 欄は、F 欄の額を記入する。

# 事業収支決算書

43		支出				
科目	金額(円)	科目	金額 (円)			
合 計		合 計				